

# 平成27年度第1回常磐市民センター運営審議会

日時 平成27年6月1日（水）

午前10時30分から

場所 常磐市民センター 会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 平成26年度利用状況について
- (2) 平成27年度常磐市民センター運営方針及び  
重点目標について
- (3) 平成27年度事業計画について
- (4) 平成27年度定期講座募集状況について
- (5) その他

4 閉 会

水戸市常磐市民センター運営審議会委員名簿

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

役職	ふりがな	選出区分	団体名・役職	備 考
	委員の氏名			
1 会長	よしば ふみお 吉羽 文男	市民活動団体	ランド常磐の会会长	
2 副会長	いのうえ えいこ 井上 燕子	社会教育関係者	常磐女性会会长	
3 委員	おおたか よしこ 大高 美子	学校教育関係者	常磐小学校長	
4 委員	たなか ただお 田中 惟郎	社会教育関係者	常磐地区社会体育振興会 副会長	
5 委員	たかの ひでき 高野 秀樹	家庭教育関係者	常磐学区教育振興会会长	
6 委員	こばやし とみお 小林 富雄	市民活動団体	社会福祉協議会 常磐支部支部長	

※選出区分欄は、市民活動団体、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者のうちから記入

平成26年度利用状況について

○市民センター部屋別利用状況

室内区分		市民センター	社教団体	市	県	その他	合計	
ホール	件数	454	19	231	3	251	958	
	人員	8,365	811	5,361	27	4,127	18,691	
和室	件数	180	15	1		152	348	
	人員	2,278	244	17		1,282	3,821	
会議室	件数	181	85	87	1	457	811	
	人員	2,921	1,238	1,905	7	4,482	10,553	
内訳	会議室	件数	117	37	20	1	231	406
		人員	1,741	721	351	7	2,605	5,425
	多目的ルーム	件数	59	7	41		60	167
		人員	1,129	169	1,501		1,099	3,898
	ボランティアルーム	件数		4	17		126	147
		人員		29	25		574	628
	コミュニティルーム	件数	5	37	9		40	91
		人員	51	319	28		204	602
	調理室	件数	23					23
		人員	547					547
図書室	件数						0	
	人員					114	114	
合計	件数	838	119	319	4	860	2,140	
	人員	14,111	2,293	7,283	34	10,005	33,726	
館外事業	主催事業	件数	52					52
		人員	1,238					1,238
	共催事業	件数	7					7
		人員	1,665					1,665
合計	件数	59					59	
	人員	2,903						2,903
総計	件数	897	119	319	4	860	2,199	
	人員	17,014	2,293	7,283	34	10,005	36,629	

○月別利用人員

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
年 度	館 内	2,272	2,752	3,069	2,879	1,793	2,831	2,774
	館 外		94	94	316	34	85	1,395
	合 計	2,272	2,846	3,163	3,195	1,827	2,916	4,169
年 度	館 内	2,395	2,623	2,694	2,711	1,671	2,871	2,607
	館 外	0	71	109	5,145	38	92	1,413
	合 計	2,395	2,694	2,803	7,856	1,709	2,963	4,020

月		11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度比較
年 度	館 内	2,806	2,462	2,885	3,929	3,274	33,726	1,253
	館 外	179	63	60	515	68	2,903	△ 4,952
	合 計	2,985	2,525	2,945	4,444	3,342	36,629	△ 3,699
年 度	館 内	2,555	2,564	2,650	3,770	3,362	32,473	
	館 外	90	109	81	707	0	7,855	
	合 計	2,645	2,673	2,731	4,477	3,362	40,328	

○図書利用状況

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
年 度	貸出人數	8	11	5	14	10	13	10
	貸出冊數	21	18	17	31	38	34	34
年 度	貸出人數	7	8	11	8	5	8	4
	貸出冊數	25	20	22	20	9	16	9

月		11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度比較
年 度	貸出人數	11	9	8	7	8	114	52
	貸出冊數	39	35	23	30	37	357	189
年 度	貸出人數	2	3	3	2	1	62	
	貸出冊數	7	15	8	7	10	168	

# 平成 27 年度 水戸市常磐市民センター運営方針及び重点目標

## 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

## 重 点 目 標

### 第1 地域コミュニティ活動の支援

#### 1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる地域コミュニティプランに基づく自主的な活動を推進し、地域力の一層の進展に努める。

#### 2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

##### (1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、町内会・自治会のみの課題ではなく、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会や、地区会を構成する各種団体等と連携し、積極的な加入促進に努める。

##### (2) 地域リーダーづくりの推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーづくりの推進を図る。

##### (3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みど、各地区で発行している広報紙等を活用するほか、ホームページの開設等を進める。

#### 3 市民センターの機能充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルーム等の運営を推進する。

#### 4 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

### 第2 生涯学習活動の推進

#### 1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

##### (1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

##### (2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

##### (3) 家庭教育学級（ふれあい学級）の開催

家庭は、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善惡の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子供の心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級（ふれあい学級、文化講演会）を開催する。

#### 2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに、地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

##### (1) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習

の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(2) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士の交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(3) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことは、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(4) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が、日常生活の中で学習の成果をどのように活かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

### 3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それをつなぎ結ぶ地域拠点としての機能を十分發揮する。

(1) 次代を担う子供たちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子供たちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子供たちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子供たちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

### (3) 平成27年度事業計画

○定期講座 平成27年5月～平成28年3月（8月休講）

- ① 教室（6）
- ② ランド常磐の会生涯学習部事業（1）
- ③ クラブ（29）

※詳細は10頁参照

○一般教養講座

講座	月	日	曜日	内 容	講 師	場 所
常磐寿大学	6	23	火	〈開講式〉 講演 「高齢者の身近な危険！ 交通事故とニセ電話詐欺」	水戸警察署交通第一課	常磐市民センター ホール
	7	24	金	健康長寿の秘訣 ～介護予防事業の紹介～	水戸市保健センター	常磐市民センター ホール
	9	25	金	講演と実技 「いつまでも若々しく さっそうと生きる生活術」	生活習慣病予防指導士 古谷 信義	常磐市民センター ホール
	10	27	火	移動学習 方面 未定		
	11	30	月	〈開講式〉 古典芸能を楽しもう！ 1部「津軽三味線」 2部「落語」	日本民謡協会認定民謡教授 芝間 美喜夫先生 茨城キリスト教学園高校教諭 齋須 博先生	常磐市民センター ホール
ふれあい学級	7	3	金	〈開講式〉 3B体操～親子で楽しむレクリエーション～	(公社)日本3B体操協会 鈴木 真里子	常磐小学校 体育館
	11	30	月	粘土でフォトフレーム作り ～Only oneな写真立てに思い出を詰めよう～	粘土作家 辻本 京子	常磐幼稚園 遊戯室
	1	29	金	〈開講式〉 AED講習～覚えて安心AED～	水戸地区救急普及協会	常磐市民センター ホール
サマーレンジスクール	8	7	金	絵画教室（小学1年生～6年生対象）	大森 利夫	常磐市民センター
	8	4	火	(3回シリーズ) 子ども将棋教室	日本将棋連盟公認 将棋普及指導員 関 光雄	常磐市民センター
	8	11	火			
	8	18	火			
セミナー	8	6	木	親と子の料理教室	水戸市食生活改善推進員	常磐市民センター
				(未定)		常磐市民センター
郷土史講座	6	20	土	ときわ歴史散歩 八幡宮から曝井まで	市原 賀	常磐市民センター
	12	18	金	郷土文学講座 常総市方面（長塚節の生家、豊田城ほか）	茨城大学名誉教授 佐々木 靖章	

○催事関係

・ときわ夏まつり

7	26	日	子ども太鼓、子ども神輿、ふるさと音頭、花笠音頭、フラダンス、リトルプリンセス 模擬店、ビンゴゲーム、花火大会、防災訓練、その他		常磐小学校
---	----	---	---	--	-------

- ・常磐地区市民運動会 10月11日（日） 雨天順延

・ときわ春まつり

2	27	土	展示		常磐市民センター
	28	日	催事・展示		
	3	6	発表会		

○関連行事

10	7	水	文化講演会	茨城県メディア教育指導員 スクールカウンセラー 鈴木 廉子	常磐小学校
10	18	日	常磐地区市民歩く会 千波公園到着後、スポーツフェスティバルへ自由参加～現地解散		常磐小学校 ～千波公園
11	7	土	常磐小学校一本杉ふれあいのつどい 教室・クラブ参加予定		常磐小学校 常磐市民センター

- ・郷土かるた大会

1	17	日	市制施行90周年記念作成のかるたを使用し、市内の自然や歴史・文化遺産を楽しく理解し、郷土愛を養う。		常磐市民センター
---	----	---	---	--	----------

- ・いきいき健康クラブ（4月～3月、月3回、第2・3・4月曜日）

- ・元気アップ・ステップ運動（4月～3月）

- ・ランド常磐みんなでつくる防災ネットワーク事業（協力）

事業実施主体：ランド常磐みんなでつくる防災ネットワーク実行委員会（年間6回開催）

- 平成27年度の取組：①常磐地区防災協定の締結  
②防災意識実態調査の実施  
③防災ワークショップ・炊出し訓練の実施  
④防災研修会の開催  
⑤トランシーバー訓練・防災訓練・発電機指導訓練の実施

- ・常磐ふれあい給食（協力） 主催：常磐小学校

ねらい：水戸市は、給食の時間を食育指導や豊かな人間関係をつくる場とし、児童生徒の健全な発達のために、栄養バランスのとれた安全、安心でおいしい給食を提供している。学校給食の試食を通じ、地域や家庭と連携して、食育の普及啓発の推進を図るために、「常磐ふれあい給食」を実施する。

対象者：常磐地区住民等

時期：平成24年度より実施し、月1回 限定20食で実施する。（食器の関係上） 8月休み

喫食場所：常磐市民センター会議室

時間：12:00～12:50（食事の前に栄養士が、献立・食育等の話をする。）

○地区内各種団体活動支援（ボランティア団体を含む）

- ・各団体の活動を必要に応じて協力する

- ①ランド常磐の会及び各専門部

- ②ランド常磐の会構成の17団体（16頁参照）

- ・ボランティア活動

- ①ときわふれあいでんわ（木曜日午後、金曜日午前）：常磐小学校児童の活動参加は6月より月2回実施

- ②ときわ子どもサロン（木曜日午前10～12時）：常磐女性会

- ③図書室ボランティア（月・火・水・金午後2～5時）：一般公募ボランティア5名

(4) 平成27年度 定期講座募集状況について

No.	教室名	受講生		合計	前年度	増減	講師名(敬称略)	代表者名(敬称略)
		継続	新規					
1	子供将棋		15	15	22	-7	関 光雄	—
2	親子体操		20	20	30	-10	鈴木 真里子	
3	親子英語		10	10	24	-14	助川 宏子	長谷川 由紀子
4	ウクレレ		21	21	17	4	石田 芳美	安藤 栄子
5	[新]ソフトエアロ&ストレッチ		17	17		17	藤來 真人	岩城 純江
6	[新]ハッピークッキング		11	11		11	高杉 昭子	相澤 淳子
7	常磐歴史研究会		17	17	19	-2	—	小林 富雄
小 計		0	111	111	112	-1		

No.	クラブ名	受講生		合計	前年度	増減	講師名(敬称略)	代表者名(敬称略)
		継続	新規					
1	生け花(龍生派)	16	1	17	16	1	内田 富子	藤江 理英子
2	歌謡	22	0	22	26	-4	金沢 はるみ	加藤 昭
3	ソフトエアロ&ストレッチ	22	1	23	22	1	藤來 真人	富田 和子
4	着付け	15	2	17	19	-2	軽部 素子	坂本 由美子
5	卓球1部	15	5	20	22	-2	自主トレーニング	川又 ふみ子
6	卓球2部	18	1	19	20	-1	石田 芳美	横倉 正義
7	オカリーナ(B)	17	1	18	17	1	須藤 真紀子	大平 みや子
8	ゴルフクラブ	18	4	22	20	2	寺沼 幸雄	小野寺 良昭
9	ちぎり絵	7	1	8	12	-4	為我井 正明	東條 みち江
10	パッチワーク	10	2	12	11	1	藤田 恵子	草野 京子
11	太極拳	35	7	42	42	0	蔀 三代子	海野 正宏
12	スポーツ吹矢	11	4	15	12	3	國井 泰	大曾根 一己
13	フラダンス	15	1	16	19	-3	篠田 順子	飛田 胖子
14	ダンススポーツ(水)	16	2	18	17	1	作山 千枝子	大熊 定男
15	和裁	8	0	8	12	-4	川崎 キイ	白田 恵美子
16	料理	24	0	24	24	0	床宿 美保	齊藤 通
17	なぎなた	15	1	16	16	0	小野 信江	石川 靖子
18	ダンススポーツ(木)	9	0	9	13	-4	浅野 鉄太郎	柴田 繁
19	茶道(表千家)	7	1	8	9	-1	岡崎 宗香	小口 美千
20	オカリーナ(A)	24	0	24	26	-2	須藤 真紀子	小野 正紀
21	ヨーガ	16	8	24	21	3	今橋 恵美子	須能 道子
22	レクリエーションダンス	12	2	14	15	-1	池田 洋子	前野 百合子
	こあらくらぶ	0	0	0	7	-7	(ひまわり)津口純子	—
23	卓球(夜)	21	1	22	24	-2	自主トレーニング	内田 芳彦
24	フレッシュ体操	22	1	23	23	0	山家 美江子	川又 やすえ
25	ときわコーラス	26	1	27	33	-6	山口 てる子	桜井 文子
26	囲碁	20	2	22	20	2	飛田 道雄	下飯 坂豊
27	フォークダンス	14	0	14	17	-3	池田 洋子	水野 栄子
28	ウォーキング	40	2	42	40	2	菅原 利満	磯畑 たつ美
29	書道	13	14	27	16	11	武藤 幹子	石岡 靖夫
小 計		508	65	573	591	-18		

○水戸市市民センター条例（平成 21 年水戸市条例第 33 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

（事業）

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。

(2) 生涯学習活動の推進に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（使用の許可）

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第 5 条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（原状回復等）

第 8 条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができ

なくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

- 第 9 条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

- 第 10 条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

- 第 11 条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する 6 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 4 会長は、審議会の会務を総理する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第 13 条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(委任)

- 第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例

により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成 26 年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日

(準備行為)

- 2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稻荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稻荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

○水戸市市民センター条例施行規則（平成 22 年水戸市規則第 14 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成 21 年水戸市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第 2 条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

（利用）

第 3 条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

（使用許可の申請）

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の 1 月前の日の属する月の初日から使用日の 3 日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

（使用期間の制限）

第 5 条 センターの使用は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（許可に係る事項の変更等）

第 6 条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の 3 日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第 3 号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第 4 号）を交付する。

（使用許可の取消し等）

第 7 条 市長は、条例第 7 条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第 5 号）を交付する。

（遵守事項）

第 8 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

（補則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 水戸市ランド常磐の会内規

### 水戸市ランド常磐の会 第3条の2

第1条 会則第3条に規定する関連の各種団体は次のとおりとする。

- (1) 常磐地区自治連合会
- (2) 水戸市社会福祉協議会常磐支部
- (3) 常磐地区高齢者クラブ連合会
- (4) 水戸市常磐女性会
- (5) 常磐学区子供会育成連合会
- (6) 水戸市立常磐小学校 PTA
- (7) 水戸市立常磐幼稚園 PTA
- (8) 常磐地区社会体育振興会
- (9) 水戸市体育指導委員
- (10) 民生児童委員協議会（常磐地区）
- (11) 水戸市婦人防火クラブ常磐支部
- (12) 水戸市保健推進員連絡協議会常磐支部
- (13) 水戸市食生活改善推進員会
- (14) 好文カレッジときわ推進委員会
- (15) 交通安全パトロール
- (16) 水戸一中学区青少年育成会
- (17) ときわふれあいでんわの会